介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設マイライフ尾根道（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書・介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書・リスク説明同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙 1、別紙 2、別紙 3 の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額２００万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　　利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②　利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月５日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当

施設に対し、当該合計額をその月の１５日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、必要な実費を徴収のうえ、原則として、これに応じます。

３　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

４　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村へ

の通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

⑥　介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第１０条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人、若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１１条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第１２条　利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第１３条　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１４条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるとこ

ろにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設マイライフ尾根道のご案内

（令和６年１０月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　医療法人社団　久和会　老人保健施設マイライフ尾根道

・開設年月日　平成１１年１月１日

・所在地　　東京都町田市常盤町 3547 番地２　（〒　194-0213）

・電話番号　042-798-1788　　・ファックス番号　042-798-7312

・管理者名　　施設長　彦根　亮

・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（１３５７０８０６０９号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設マイライフ尾根道運営方針　『喜ばれる喜び』］

老人保健施設マイライフ尾根道は、充実した「３つのＲ」（リハビリテーション、リフレッシュ、リターンホーム）を提供いたします。

（３）施設の職員体制

	常　勤	非常勤	夜　間	業務内容
・医　　師	1	1	待機	診療、健康管理及び保健衛生に関する助言
・看護職員	6	10	1	診療の補助、看護、保健衛生に関する助言と相談
・介護職員	14	26	4	日常生活の介護、介護に関する助言と相談
・理学療法士	2	2		利用者の身体障害、生活動作能力等を把握し、機能維持、回復訓練や生活動作の快復への助言
・作業療法士	1	1		
・言語聴覚士	0	0		
・薬剤師	（委託）	（委託）		医師の指導により薬剤調合と助言
・管理栄養士	1	0		献立作成、栄養量計算のチェック、食生活の助言
・介護支援専門員	1（兼 1）	0		ケアプランの作成、指導、相談
・支援相談員	2（兼 1）	1		諸問題の調整窓口と相談

・事務職員	5（兼 5）	0		利用料の計算、その他事務一般
・総務部長	1（兼 1）	0		総務全般統轄

（4）入所定員等　　・定員１００名

・療養室　　個室　１０室、　２人室　３室、　３人室　０室、　４人室　２１室

（5）通所定員　　２５名

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案
② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
　朝食　　午前　8 時から
　お茶　　午前　10 時から
　昼食　　正午　12 時から
　おやつ　午後　 3 時から
　夕食　　午後　 6 時から
⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑥ 医学的管理・看護
⑦ 介護（退所時の支援も行います）
⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
⑨ 相談援助サービス
⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑪ 利用　者が選定する特別な食事・嗜好品の提供
⑫ 理美容サービス
⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑭ 行政手続代行
⑮ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関
　・名　称　　多摩丘陵病院
　・住　所　　町田市下小山田町 1401 番地

・電　話　　０４２－７９７－１５１１

・　協力医療機関

・名　称　　あけぼの病院

・住　所　　町田市中町１丁目 11 番 11 号

・電　話　　０４２－７２８－１１１１

・協力歯科医療機関（外来・訪問歯科）

①　菅井歯科医院

東京都町田市常盤町 3609-10

℡　042-797-2171

②　あさがお歯科（訪問歯科）

東京都町田市森野 2-8-10

℡　042-724-2227

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・面会　　ご家族の方は可能な限り､利用者をお訪ね下さい。

ご家族の励ましはリハビリテーションに効果的です。

＊面会時間　午前８時３０分～午後８時

＊面会に来られた方は１階受付で必ず面会票にご記入下さい。

＊飲食物の持込は原則的に禁止となります。許可を受けた場合も、サービスステーションに了解を得て少量にてお願いします。また、衛生面、感染面の観点から居室内の飲食物の留置はご遠慮頂き、持ち帰るようお願いいたします。

＊感染症防止の観点から、特別な場合を除き中学生以下の方の入館はロビーまでとさせて頂いております。

・外出・外泊　　外出、外泊を希望される方は、事前に施設職員にお申し出になり、所定の手続きに従い外出・外泊を行ってください。但し、短時間の外出（食事並びにおやつにかからない）に関しては、施設内事務所前の所定用紙にご記入の上外出して下さい。

＊外出・外泊時間は厳守でお願いします。

＊長期間の外泊は退所扱いとなる場合がございますので、事前にご相談ください

・外泊時等の施設外での受診

外出、外泊中の病院、診療所での受診は原則的には出来ません。他科受診の必要性については、御相談の上判断をいたしますので、事前に

看護師・担当の支援相談員までご連絡下さい。

・飲酒・喫煙　施設内での飲酒・酒類の持ち込みについては原則禁止とさせて頂きます。但し、施設行事等で提供されるものは除きます。
館内は禁煙となっておりますので館内での喫煙はご遠慮下さい。

・洗濯物　衣類の洗濯、補充、入れ換えは原則としてご家族にお願いいたします。
洗濯は、施設内にコインランドリーの設備があります。また、私物洗濯業者に委託も可能です。ご希望の方は売店（有限会社　青山社）までお問い合わせ下さい。

・火気の取扱い　ライター、マッチ等火気の館内での使用は禁止いたします。

・設備・備品の利用　許可なく利用を禁止いたします。

・所持品・備品等の持ち込み

施設が認めた物以外の持ち込みは原則できません。

＊家具（机、椅子、箪笥、キャビネット等）の持ち込みは出来ません。

＊パソコン（タブレット含む）の持ち込みついては、別途電気使用料同意書の提出と持ち込む製品の施設申請が必要となります。また、持ち込めるサイズに関しましてはＡ４ノートパソコンサイズまでとします。通信環境については個室・多床室ともに設備がありませんので各自ご用意して頂くことになります。また、通信障害等の故障・紛失・保証などの責任について当施設は一切負いかねます。

＊通常のご家庭にあるテレビ（ブラウン管・液晶等）の持ち込みは出来ません。ポータブルテレビの持ち込みについては別途電気使用料同意書の提出と持ち込む製品の施設申請が必要となります。また、持ち込めるサイズも規定がございます。多床室に関しましてはテレビ放送受信用の設備はございませんので各自アンテナ等を用意して頂く必要がございます。また、電波障害の保証・責任について当施設は一切負いかねます。

＊施設利用中の紛失・盗難・破損などについては一切責任を負いかねます。

・金銭・貴重品の管理

原則として現金はお預かりしませんのでお手元に現金をお持ちになられる場合は小遣い程度にして下さい。ただし盗難、紛失等についての責任は一切負いかねます。

・ペットの持ち込みは、原則として禁止といたします。

５．非常災害対策

・防災設備　全室スプリンクラー、補助散水栓、消火器、自動火災報知設備、

誘導灯、防火水槽（40ｔ）

・防災訓練　　年２回以上（内、夜間想定１回以上）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０４２－７９８－１７８８）要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、１階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

８．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、受付までご請求ください。

＜別紙２＞

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和６年１０月１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

３．利用料金

（１）介護保険料金分

① 施設利用料介護保険制度では、介護保険負担割合（１割～３割※）、要介護認定による要介護（１～５）の程度や、多床室利用・個室利用により、ご利用者様ごとの利用料が異なります。詳細は別紙の利用者負担説明書及びに料金表をご確認ください。

※介護保険負担割合の３割負担は平成３０年８月以降の施行となります。

※ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

（２）自費負担分

①　食費　１日当たり　１９２０円（朝食６２０円　昼食６５０円　夕食６５０円）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②　滞在費　　１日当たり　　４人室・２人室利用時　　６５０円

個室利用時　　１７００円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料（利用者負担説明書・利用料金表）をご覧ください。

③日用生活品費／１日（選択制）　３３０円

石鹸、シャンプー、リンス、タオル、ペーパータオル、歯磨き粉等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④余暇活動・行事費／１回

実施の都度に実費をいただきます

倶楽部活動や行事、行事食、レクリエーションで使用する、材料費等の費用であり、参加された場合にお支払いいただきます。

⑤嗜好品費／1 日（選択制、別途消費税がかかります）　２００円

お茶、おやつ時施設で用意するものをお摂りいただく場合にお支払いいただきます。

⑥室料／１日（別途消費税がかかります）　２人室　２０００円

個室　４５００円

個室、２人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、２人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

⑦理美容代 ／１回　実費

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。委託業者が行います。

⑧健康管理費　実費

インフルエンザ予防接種等に係る費用でインフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン等を希望された場合にお支払いいただきます。

⑨コインランドリーを使用する場合

洗濯機　１回　２００円

乾燥機　１回　１００円

＊私物洗濯契約を依頼される場合は１階売店（有）青山社と御契約下さい。

⑩電気使用料（別途消費税がかかります）　　１日　１０円

利用者の選択によって使用されるポータブルテレビ、パソコン、携帯電話、タブレット端末、電気シェーバー等、個人的に使用する機器等にかかる電気代をお支払いいただきます。

⑪その他の費用

診断書等の文書の発行、各種申請代行に係る費用、ご家族の代行としての付き添い等については別途付添料として実費をお支払いいただきます。

（３）上記、日用生活品費、余暇活動・行事費、嗜好品費、電気使用料に関しましては、別途所定の申込兼同意書に署名、捺印して頂いた上でのご利用、ご請求となります。

（４）支払い方法

・毎月５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月１５日までにお支払いください。領収書は次回請求書郵送時に同封いたします。（窓口での発行もいたします。）
・お支払い方法は、原則として指定銀行口座への振込又はコンビニ決済でのお支払いとなります。
※コンビニ決済でのお支払いは当月の２５日までのお支払期限となります。

（５）ご利用料金の未納について

・支払期日までにお支払いいただけない場合には必ずご連絡ください。ご連絡が無い場合や２ヶ月分の利用料金の支払いが滞った場合には、約款第５条の④に基づき速やかに退所手続きを取らせて頂きますのでご承知おきください。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

（令和６年１０月１日現在）

介護老人保健施設マイライフ尾根道では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設マイライフ尾根道 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

介護老人保健施設マイライフ尾根道
管理者　施設長　彦根　亮　　殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第１０条３項の緊急時及びに、１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

〈施設控え〉

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設マイライフ尾根道 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

介護老人保健施設マイライフ尾根道
管理者　施設長　彦根　亮　　殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第１０条３項の緊急時及びに、１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

〈ご利用者様控え〉

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）を利用するにあたり、これらの利用者負担に関して、担当者による説明を受け、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住　　所

氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞

住　　所

氏　　名　　印

連 絡 先

介護老人保健施設マイライフ尾根道
管理者　施設長　彦根　亮　　殿

〈施設控え〉

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）を利用するにあたり、これらの利用者負担に関して、担当者による説明を受け、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住　　所

氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞

住　　所

氏　　名　　印

連 絡 先

介護老人保健施設マイライフ尾根道
管理者　施設長　彦根　亮　　殿

〈ご利用者様控え〉